

議案第25号

久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。